

# 公益社団法人日本俳優協会

## 寄附金募集要項

### 1. 本法人の事業目的

わが国の芸術文化に重要な位置を占める歌舞伎の継承発展のために、歌舞伎俳優等の研修により歌舞伎に関する技芸及び教養の向上を図るとともに、歌舞伎等に関する調査研究を行い、その成果を公表して国民一般の歌舞伎に関する知識を高め、鑑賞に資し、併せて歌舞伎俳優等の活動条件の改善を行い、もってわが国の芸術文化の高揚発展に寄与することを目的とする。（定款第3条より）

### 2. 寄附金の使途

本法人の事業活動の充実のために使用させていただきます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 3. 寄附金の募集期間

令和3(2021)年12月1日～令和4(2022)年3月31日まで

### 4. 寄附金額

- 個人：1口 10,000円以上、何口でも可
- 法人：1口 10,000円以上、何口でも可

### 5. 申込受付

本協会ホームページ「寄付金申込み」からお申し込み下さい。折り返し返信メールにて送金先をお知らせします。

### 6. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当法人は公益認定を受けておりますので、ご寄附いただいた金額は、下記の基準により個人又は法人の所得から控除されます。

#### (1) 寄附者が個人の場合

##### 【国税】

所得控除) (寄附金額－2,000円)の金額が所得金額から控除されます。

寄附金の額は総所得金額の40%が限度となります。控除額は所得税額の25%が限度となります。

##### 【地方税】

東京都が条例により指定した寄附金として寄附優遇措置の対象寄附金となります。

詳しくはお住まいの都道府県、市区町村の税金窓口にお問合せください。

(2) 寄附者が法人の場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度が設けられています。

ご寄附を頂きました際には「寄附金受領書」をお送りいたしますので、当該年の確定申告の際に所轄税務署にご提出下さい。

お問合せは下記へ。

公益社団法人日本俳優協会 事務局

電話：03-3543-0941 ※平日 11:00～17:00（土日祝日は休み）

FAX：03-3546-8629

メールアドレス otegami@actors.or.jp